

# 枚方市教育大綱

令和2年3月

枚方市

## 枚方市教育大綱の策定にあたって

近年、ICT、AI などの新技術の進展は目覚ましく、こうした技術の進展は、情報、交通、経済、通貨、文化などのグローバル化、ボーダーレス化を加速させています。こうした世界規模の変化は、そのスピードにおいても、これまでに人類が経験したことのないものとなる可能性があり、人の仕事の多くが人工知能やロボットによって自動化される、そうした未来が到来することは想像に難くありません。

こうした中で、これから社会に出ようとする子どもたちは、人にしかできない仕事、人にしかできない役割を模索しながら、急激な時代の変化に対応して生きていくための答えを探し求めていかなければなりません。

今日の教育の最大の使命は、こうした時代認識のもと、子どもたち一人ひとりに様々な出会いや経験の機会を作り、豊かで多様な人間性を育みながら、未来社会をしなやかに生き抜く力を養うことであると考えます。

小学校においては令和2年度から、中学校においては令和3年度から、新学習指導要領が実施されます。新学習指導要領には、今求められる子どもの生きる力、必要とされる能力、また、それを身につけるために、「何を学ぶか」、「どのように学ぶか」が明確に示されています。

新学習指導要領の内容を教職員一人ひとりが十分に理解し、自分のものとして実践することが極めて重要です。こうした考えの下、「枚方市教育大綱」では、本市の教育理念を示すとともに、本市の教育における課題を踏まえた重点方針を示し、家庭や地域等と連携しながら、教育委員会とともに枚方市教育振興基本計画に基づく教育施策を推進していきます。

誰ひとり取り残さず、枚方市立学校園で学ぶすべての子どもたちが社会の大海原で自立して生きて行くことができるよう、集団生活や職業の体験、地域社会との関わりなど、社会で生きていくための準備の場として様々な体験の場を提供し、生きる力を育み、未来への可能性をできる限り多く持たせたまま社会に送り出してあげることを枚方市の学校教育の使命とし、“枚方のこども”を育成します。

令和2年3月

枚方市長 伏見隆

# 枚方市の教育理念

『夢と志を持ち、可能性に挑戦する“枚方のこども”の育成』  
～子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす枚方の教育～

## 教 育 方 針

### <重点方針1 確かな学力の育成>

#### 1-1 確かな学力の育成

子どもたちにとって、わかる授業や「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業をめざして「授業改善」「家庭学習の充実」に取り組みます。

#### 1-2 教員の育成

多分野にわたる研修を実践し、幅広い知識・視野を持ち、子どもたちの多様な価値観を認めることができる教員の育成に取り組みます。

### <重点方針2 いじめ、不登校の解決>

#### 2-1 いじめの防止、早期解決

いじめは重大な人権問題であるとの認識のもと、加害者への教育的配慮とともに、被害者の精神的苦痛や不安を克服できるよう、学校園において誠実かつ丁寧に組織的対応を行います。

#### 2-2 不登校の防止、早期解決

不登校を未然に防ぐことに力を尽くすとともに、不登校となった際には、市立学校園への復帰以外の選択肢を認めることも含め、一日も早く社会との関わりを取り戻すことができるよう支援を進めます。

## <重点方針3 豊かな学びを支える学校園づくり>

### 3-1 学校園ガバナンスの確立

教育内容や子どもに関わる課題が多様化・複雑化する中、学校園を組織として機能させるため学校園のガバナンスの確立に取り組みます。

### 3-2 開かれた学校園運営

学校園への信頼の醸成や課題解決の促進のため、全国学力調査の結果だけでなく、いじめや不登校など、子どもの状況を含めた学校情報を積極的に公表し、地域や保護者等との協力関係の構築へつなげていきます。

### 3-3 学校園の教育環境整備

次代を生き抜く子どもたちの教育環境の質的向上を図るため、ICTの活用を推進するとともに、学校園施設の長寿命化改修や保本的改修に取り組みます。

## <重点方針4 生涯学習との連携>

### 4-1 3間の提供

子どもたちは、自らの意思で「時間」「空間」を選び、「仲間」を作りながら、自由な遊びを通して成長していきます。小学校の放課後を、禁止事項をできる限りなくし、子どもたちの自由な空間として開放します。

### 4-2 社会との関わりの場の提供

職業体験や社会見学、社会人による特別授業とともに、休日における地域防災活動の一翼を担うなど、社会と関わる機会を多く作ります。

### 4-3 生涯学習の推進

学びの機会の提供や、知の源泉となる図書館の活用、文化・芸術・歴史・スポーツに親しめる環境づくりなど、人とまちを豊かにする生涯学習を推進し、学びの習慣を育ていくため、生涯学習と学校教育との連携を強化します。

# 教育大綱の位置づけ

## I 教育大綱の位置づけ

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、国の教育振興基本計画を参酌するとともに、第5次枚方市総合計画の基本構想に掲げる5つの基本目標のうち「一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち」を踏まえ、子どもたちが未来に夢と希望をもって羽ばたいていけるよう、これからの本市教育行政の目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

## II 教育大綱の対象範囲

この大綱は、市全体の視点を踏まえて、本市教育委員会の学校教育及びそれに連携するスポーツや文化などの生涯学習に関する分野を対象とします。

## III 教育大綱の期間

大綱の対象期間は、文部科学省初等中等教育局長通知において4年～5年とされており、本市においては第5次総合計画の実行計画の期間との整合を図るため、令和2年度から令和5年度までの4年間とします。